

令和6年3月18日
財務部課税課

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例改正の事由

令和6年度税制改正大綱が閣議決定(令和5年12月22日)されたこと及び「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和27年4月28日号外法律第119号)の改正に伴い、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例」の一部を改正する必要があるため。

2 条例改正の概要

アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する軽自動車等の軽自動車税の種別割の徴収方法について、証紙を用いる方法に加え、普通徴収の方法によることができることとする。

3 施行日

令和6年4月1日

4 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例 昭和28年2月17日条例第14号</p>	<p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例 昭和28年2月17日条例第14号</p>
<p><u>(種別割の徴収方法)</u></p>	<p><u>(証紙徴収の方法及び手続等)</u></p>
<p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対する種別割は、普通徴収又は証紙徴収の方法により徴収する。</p>	<p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対する種別割の納税者は、当該税額を種別割の納税に係る証紙（以下「証紙」という。）によって払い込まなければならない。</p>
<p><u>(普通徴収の手続き)</u></p>	
<p>第4条 前条の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限10日前までに納税者に交付しなければならない。</p>	
<p><u>(証紙徴収の手続き)</u></p>	
<p>第5条 納税者は、第3条の規定により種別割の徴収が証紙徴収の方法による場合には、種別割の納税に係る証紙（以下「証紙」という。）によってその税額を払い込まなければならない。</p>	
<p>2 <u>前項の場合において、種別割の納税義務は、証紙に種別割の納税に係る検印を受けたときに消滅する。</u></p>	<p>2 種別割の納税義務は、証紙に種別割の納税に係る検印を受けたときに消滅する。</p>
<p>3 略 (納期)</p>	<p>3 証紙は、区長が指定する場所で、これを交付する。 (納期)</p>
<p>第6条 種別割の納期は、4月11日から4月30日までとする。 (委任)</p>	<p>第4条 種別割の納期は、4月11日から4月30日までとする。 (委任)</p>
<p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p><u>附 則</u></p>	

改正後	改正前
<u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>	